

はじめに

昭和 47 年 5 月、日本薬学会薬剤部部長会から当連合会に対し、錠剤、カプセル剤などの誤使用を避けるため、これらを識別（鑑別）する方法について検討されたい旨の要請がありました。当連合会ではこの要請を受け、薬制委員会の下に識別コード検討委員会を設置し、実態調査を行うなどして鋭意検討を行いました。

その結果、会社コードと製品コードからなる識別コードを設け、会社コードについては、当連合会に届出、登録することを内容とする「錠剤・カプセル剤等の識別コード実施要領」を定め、昭和 48 年 3 月 23 日開催の理事会、評議委員会の承認を得て、当連合会の自主申合わせ事項として実施することにしました。

その後、加盟団体の会員会社の中には、本申合わせ事項に対する認識が薄れてきたために、会社コードの重複使用等が散見されるようになり平成 9 年 4 月に加盟団体会員会社から会社コードを改めて登録頂き、自主申合わせ事項の周知徹底のため「錠剤・カプセル剤等の会社コード一覧表 - 平成 9 年版」を作成しました。更に平成 11 年 3 月に追補版、平成 12 年 3 月に平成 11 年度改訂版を発行しました。

しかしながらそれ以降は、会社コードの新規届出に対する審査を行い適正化を図って参りましたが、当該一覧表の改訂には至りませんでした。そこで今回、自主申合わせの更なる徹底を図り、最新の会社コードを広く医療関係者及び会員会社にお伝えするために、当連合会のホームページに「錠剤・カプセル剤等の会社コード一覧表」を掲載することにしました。

今回の掲載に際しては、平成 15 年 5 月に新たに実態調査を行い、この結果を基に一覧表を作成しました。今後は当該一覧表に掲載されたものを使用前例として取扱っていくこととなっており、また、新規登録申請については迅速に審査し、妥当なものについては逐次一覧表へ追加していきます。

各会員会社におかれましては当該一覧表を十分に活用頂き、自主申合わせ事項の遵守方をよろしく願います。

平成 15 年 11 月
日本製薬団体連合会
薬制委員会
識別コード検討委員会